令和８年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒募集に係る基本的事項について（案）

特別支援教育課

1　募集人員及び志願資格

学　校　名	募　集　人　員			志　願　資　格
長野盲学校	幼稚部		若干名	(1) 幼稚部 ３歳以上の幼児で、次の障がいの程度に該当する者。 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当する者。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当する者
	高等部	普　通　科 保健理療科 専攻科理療科	８名程度 ８名程度 ８名程度	
松本盲学校	幼稚部		若干名	
	高等部	普　通　科 保健理療科 専攻科理療科	８名程度 ８名程度 ８名程度	
長野ろう学校	幼稚部		若干名	(1) 幼稚部 ３歳以上の幼児で、次の障がいの程度に該当する者。 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当する者
	高等部	普　通　科 総合産業科	８名程度 ８名程度	
松本ろう学校	幼稚部		若干名	
	高等部	産業工芸科 被　服　科	８名程度 ８名程度	

学　校　名	募　集　人　員			志　　願　　資　　格
長野支援学校	高等部	普　通　科	50名程度（朝陽教室８名以内及びすざか分教室11名以内を含む。）	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかの障がいの程度に該当する者。ただし、訪問教育にあっては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの (2) 知的発達の遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
伊那支援学校	〃	〃	40名程度（中の原分教室８名以内を含む。）	
松本支援学校	〃	〃	40名程度（しなの木教室８名以内を含む。）	
上田支援学校	〃	〃	35名程度	
飯田支援学校	〃	〃	30名程度	
安曇支援学校	〃	〃	35名程度（あづみ野分教室８名以内を含む。）	
小諸支援学校	〃	〃	40名程度（うすだ分教室８名以内を含む。）	
飯山支援学校	〃	〃	15名程度	
諏訪支援学校	〃	〃	35名程度（ふじみの森分教室８名以内を含む。）	
木曽支援学校	〃	〃	10名程度	
花田支援学校	〃	〃	15名程度	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかの障がいの程度に該当する者。 (1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの (2) 肢体不自由の状態が(1)に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
稲荷山支援学校	〃	〃	50名程度（右欄(2)の該当者を対象とする更級分教室８名以内を含む。）	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかの障がいの程度に該当する者。ただし、訪問教育にあっては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。

				(1) 次のいずれかに該当する者 ア　肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの イ　肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 次のいずれかに該当する者 ア　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの イ　知的発達の遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
若槻支援学校	高等部	普　通　科	10名程度	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかの障がいの程度に該当する者。ただし、訪問教育にあっては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
寿台支援学校	〃	〃	30名程度	中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和８年３月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかの障がいの程度に該当する者。ただし、訪問教育にあっては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 次のいずれかに該当する者 ア　慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの イ　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの (2) 次のいずれかに該当する者 ア　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの イ　知的発達の遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2　志願及び選考の方法

学　校　名	志　願			選　考		
	受付期間	志願書類	場所	方　法	期　日	場所
長野盲学校 松本盲学校	令和８年１月 19 日（月）から令和８年２月 18 日（水）まで。幼稚部も同様とする。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書（志願先学校長の定めるもの） (3) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面　接 ただし、幼稚部については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 令和８年２月 27 日（金） 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野ろう学校 松本ろう学校	令和８年２月 25 日（水）から３月５日（木）まで。幼稚部については、各校の募集要項による。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。				学力検査 令和８年３月 10 日（火） 面接 学校長が別に定める日	

学　校　名	志　　願			選　　考		
	受付期間	志願書類	場所	方　法	期　　日	場所
長野支援学校 伊那支援学校 （中の原分教室を含む） 松本支援学校 上田支援学校 飯田支援学校 安曇支援学校 小諸支援学校 （うすだ分教室を含む） 飯山支援学校 諏訪支援学校 木曽支援学校 花田支援学校 稲荷山支援学校 （更級分教室を含む） 寿台支援学校	令和７年 12 月１日(月)から 12 月９日（火）まで	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書（志願先学校長の定めるもの） (3) 訪問教育にあっては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書 (4) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面　　接 ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 令和８年１月 16 日（金） 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野支援学校 朝陽教室 すざか分教室 松本支援学校 しなの木教室 安曇支援学校 あづみ野分教室 諏訪支援学校 ふじみの森分教室	令和７年 12 月１日(月)から 12 月９日（火）まで	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書（志願先学校長の定めるもの） (3) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面　　接	学力検査 令和８年１月 17 日（土） 面接 学校長が別に定める日	志願先学校

学　校　名	志　　願			選　　考		
	受付期間	志願書類	場所	方　法	期　　日	場所
若槻支援学校	令和８年２月 25 日（水）から２月 27 日（金）まで	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書（志願先学校長の定めるもの） (3) 志願先学校長が必要と認める書類 (4) 若槻支援学校にあっては独立行政法人国立病院機構東長野病院、寿台支援学校にあっては独立行政法人国立病院機構まつもと医療センターの診断書 (5) 訪問教育にあっては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面　接 ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 令和８年３月 10 日（火） 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
寿台支援学校（松ろうキャンパス）	令和８年２月２日（月）から２月４日（水）まで				学力検査 令和８年２月９日（月） 面接 学校長が別に定める日	

3　入学許可

学校長が、志願者の保護者に令和８年３月 19 日（木）までに通知します。

4　その他

・ 志願等についてのお問い合わせは、志願先の学校へお願いします。（土曜・日曜・祝日を除く）
・「養護学校」は令和８年４月から、以下のとおり「支援学校」に校名が変更となります。

現校名 （令和８年３月まで）	新校名 （令和８年４月から）	連絡先電話番号
長野養護学校	長野支援学校	026-296-8393
伊那養護学校	伊那支援学校	0265-72-2895

現校名 （令和8年3月まで）	新校名 （令和８年４月から）	連絡先電話番号
松本養護学校	松本支援学校	0263-59-2234
上田養護学校	上田支援学校	0268-35-2580
飯田養護学校	飯田支援学校	0265-33-3711
安曇養護学校	安曇支援学校	0261-62-4920
小諸養護学校	小諸支援学校	0267-22-6300
飯山養護学校	飯山支援学校	0269-67-2580
諏訪養護学校	諏訪支援学校	0266-62-5600
木曽養護学校	木曽支援学校	0264-22-3553
花田養護学校	花田支援学校	0266-28-3033
稲荷山養護学校	稲荷山支援学校	026-272-2068
若槻養護学校	若槻支援学校	026-295-5060
寿台養護学校	寿台支援学校	0263-86-0046